

役員の報酬等並びに費用に関する規程

平成25年4月1日制定
令和7年5月28日改定

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道トラック協会（以下「当協会」という。）定款第28条の規程に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条の規程に基づき置かれる理事並びに監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 外部役員とは、非常勤役員のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条15に定める理事並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条16に定める監事をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等手数料の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 当協会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、定例報酬、臨時報酬、退任慰労金を支給する。
- (2) 監事には、計算書類等の監査実施毎に謝金を支給することができる。
- (3) 外部役員には、職務に応じて報酬を支給することができる。
- (4) 非常勤役員には、退任功労金を支給することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、理事会の承認を得て、決めるものとする。

- (1) 定例報酬 別表第1に定める額
- (2) 臨時報酬 別表第2に定める基準により算出される額
- (3) 退任慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 監事並びに外部役員に対する報酬は、別表第4に定める額
- 3 非常勤役員の退任功労金は、別表第5に定める額

(報酬等の支給)

第5条 常勤役員に対する定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規定（以下「賃金規定」という。）に準ずる。

- 2 外部役員に対する報酬の支給は、実施後速やかに支給する。
- 3 非常勤役員は、任期満了、辞任又は死亡により退任した後1ヶ月以内に支給する。
- 4 報酬等は、通貨を持って本人(死亡により退任した者の報酬等にあつては、本人の遺族。)の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 6 新たに常勤理事に就任した者には、その月から報酬を支給する。
- 7 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。
- 8 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、当該月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 当協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は賃金規程に準ずる。

(公表)

第8条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決による。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、専務理事が会長の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、令和7年5月28日より改定実施する。

別表第1（第4条関係）

常勤役員俸給表

号俸	月額	号俸	月額
1	420,000円	11	620,000円
2	440,000円	12	640,000円
3	460,000円	13	660,000円
4	480,000円	14	680,000円
5	500,000円	15	700,000円
6	520,000円	16	720,000円
7	540,000円	17	740,000円
8	560,000円	18	760,000円
9	580,000円	19	780,000円
10	600,000円	20	800,000円

別表第2（第4条関係）

臨時報酬の支給方法は、賃金規定に準じて支給する。

別表第3（第4条関係） 退任慰労金

常勤役員の退任した日における報酬月額に、その者の在任期間に対し、1年につき1カ月の割合を乗じた額とする。

ただし、在任中特に功績があり会長が必要と認めたときは、理事会の議決を経て慰労金を増額することができる。

期間の計算は、常勤役員に就任した日の属する月から退任した日の属する月までの引き続いた期間とし、6カ月以上の端数月のあるときは、1年に切り上げる。

別表第4（第4条関係）

役職名	報酬
外部役員	職務毎に5万円以下の範囲内
監事	計算書類等の監査実施毎に 1万円以下の範囲内

別表第5（第4条関係）

役員として、2期以上在任した場合に支給する。

功労金の単価は在任1期につき、次の基準により支給する。ただし、1期未満は切り上げて計算する。

役職名	退任功労金（1期につき）
会長	8万円
副会長	5万円
理事	2万円
監事	2万円